

秋田県司法書士会



相続に関する ルールが変わります

相続・遺言に関するご相談は **司法書士** へ

法律の改正により相続登記が令和6年4月1日より義務化されます。
まだ登記していない方、これから発生する相続に備えて準備をしておきたい方、
お気軽に **司法書士** へご相談ください。

Q いつまでに相続登記を申請しないとイケないですか？

A 自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、相続により不動産の所有権を取得したことを **知った日から3年以内**に相続登記を申請しなければなりません。

Q 法律施行日前に発生した相続についても義務になりますか？

A 施行日前に発生した相続についても **義務**になります。令和6年4月1日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。

相続登記
ここが
変わります

Q 相続登記の申請義務に違反したらどうなりますか？

A 正当な理由がないのに相続登記の申請を怠ったときは、**10万円以下の過料**に処せられます。



Q 期限までに相続登記ができない場合はどうすればいいですか？

A 所有権登記名義人について相続が開始したことおよび自分が相続人であることを申し出ること、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます(相続人申告登記制度)。

ご存知
ですか？

相続登記が義務化されます

司法書士はあなたの身近な法律問題を解決するお手伝いをします

Q 自筆証書遺言書保管制度とは？

A 自筆証書遺言書保管制度は、遺言書を法務局で保管する制度で、これにより遺言書の紛失やこれを発見した者による破棄、隠匿、改ざん等の危険を防止することができ、また、家庭裁判所における検認の手続も不要となります。

遺言について

Q どんな場合に遺言をしておくといいのですか？

A 遺言を活用し得る場面は様々ですが、独身や相続人のいない方、お子さんがいなくて配偶者に兄弟が多い方、相続人が多人数となる場合、相続人の中に行方不明者がいる場合、相続人間の感情的対立が予想される場合、相続人以外の者に財産を渡したい場合などが典型的です。